取 扱 説 明 書（保証書付）

沈殿分離・嫌気ろ床・好気循環方式

マエザワ浄化槽 VRC Ⅱ型

[5,7人槽]

このたびは、マエザワ浄化槽 VRC Ⅱ型をお買い求めいただき、誠にありがとうございました。この「取扱説明書（保証書付）」及び「エアーポンプ取扱い説明書（ご利用者様用）」をよくお読みいただき、正しくご使用ください。

なお、お読みになったあとは大切に保管してください。（なお、この取扱説明書は、契約書ではありません。）

本書の巻末には、保証書が添付されております。

■特に注意していただきたいこと

この取扱説明書では、お客様や他の方々への危害や財産への損害を未然に防止するために、説明文や製品に次の表示をしています。表示と内容を必ずお読みになり、よく確認してください。この説明書で使われている表示マークには、次のような意味があります。

⚠ 警告	この表示を無視して誤った取り扱いをすると、使用者が死亡または重傷を負う可能性が想定される内容を示しています。
⚠ 注意	この表示を無視して誤った取り扱いをすると、使用者が傷害を負う危険および物的損害※の発生が想定される内容を示しています。

※物的損害とは、家屋・家財および家畜・ペットにかかわる拡大損害を示します。

⚠	一般的な注意事項

前澤化成工業株式会社

● 初めに次のことをご確認ください。

1. 浄化槽の申請手続きはお済みですか？
   浄化槽を設置する場合、建築基準法および浄化槽法により、工事着工前に申請および設置の届出が義務づけられています。必ず関係官公庁に所定の申請書を提出して許可を得てください。
2. 維持管理店とのご契約は、お済みですか？
   浄化槽法により、浄化槽の維持管理（保守点検および清掃）を行うことが義務づけられていますので、専門知識と技術をもった専門業者に委託してください。詳しくは、お買い上げの販売・工事店または弊社営業所にご相談ください。また、契約がお済みになりましたら、別添の維持管理要領書を維持管理店の方へお渡しください。

目　　次

安全のため必ずお守りください …… 2
合併処理浄化槽のしくみ
　合併処理浄化槽とは …… 3
　処理性能について …… 3
　各部の名称とその働き …… 3
ご使用に際しての注意事項 …… 4
一般的留意事項 …… 5
維持管理と法定検査について …… 6
放流ポンプ槽（オプション）について …… 7
保証とアフターサービスについて …… 8
浄化槽無料修理保証書 …… 9
無料修理規定 …… 10

安全のため必ずお守りください

浄化槽をご使用の前に、この「使用上の注意」をお読みのうえ、
正しくお使いください。
お読みになったあとは、いつでも見られる場所に必ず保管してください。

⚠ 警告 ……1）消毒剤による発火・爆発、有毒ガス事故防止

（1）消毒剤は強力な酸化剤です。消毒剤の取扱説明書に従ってください。
（2）消毒剤には、塩素系の無機・有機の２種類があります。これらを一緒に薬剤受け（筒）に入れないでください。
これらの注意を怠ると、発火・爆発、有毒ガスを生じるおそれがあります。

⚠ 警告 ……2）マンホール・点検口などからの転落・傷害事故防止

（1）マンホール･点検口などのフタは､必ず閉めてください。また､ロック機構のあるものは､必ずロックしてください。
（2）マンホール・点検口などのフタのひび割れ・破損などの異常を発見したら、直ちに取り替えてください。また、マンホールフタの上面に何も載っていない状態でフタが凹んで水がたまるようになった場合は、交換時期ですので新しいフタに取り替えてください。
（3）マンホール・点検口などのフタは、子供に触れさせないでください。
（4）鋳鉄製マンホールを使用する場合は、フタ及び枠の表面塗装の劣化状況に応じて再塗装してください。
これらの注意を怠ると、転落・傷害の生じるおそれがあります。

⚠ 注意 ……3）消毒剤などによる器物破損事故防止

浄化槽へ流入する排水元の設備・機器（トイレ、浴室、洗面台、台所など）のトラップを見て、封水が切れていないことを確認してください。また、浄化槽の放流側の配管に他の排水管が接続されている場合は、トラップがあることと、封水が切れていないことを確認してください。
これらの注意を怠ると、封水が切れている場合に、消毒剤の塩素ガスや硫化水素などによって設備・機器が腐食し、器物破損・傷害の生じるおそれがあります。
また、浄化槽設置後、長期間使用しない場合は、消毒剤を浄化槽から取り外してください。

⚠ 注意 ……4）荷重による器物破損・傷害事故防止

通常の埋設工事を行った浄化槽（放流ポンプ槽付の場合は放流ポンプ槽含む）の上には、車などの重量物を載せないでください。車などが載る場合には、特殊工事が必要になりますので、専門の工事業者にご相談ください。
これらの注意を怠ると、器物破損・傷害の生じるおそれがあります。

⚠ 注意 ……5）感電・発火事故防止

（1）ブロワのカバーは、むやみに開けないでください。
（2）ブロワの近く（約 50cm）には、物を置かないでください。
（3）電源コードの上には、物を置かないでください。
（4）電源プラグにほこりやゴミが付着したまま使用しないでください。
（5）ブロワ、ポンプなどの電気系統が故障した場合は、維持管理業者または専門の工事業者に連絡してください。
（6）浄化槽、ブロワ付近でのたき火はしないでください。
これらの注意を怠ると、感電・発火の生じるおそれがあります。

合併処理浄化槽のしくみ

■合併処理浄化槽とは

合併処理浄化槽とは、トイレ、浴室（お風呂）、洗面所、台所などから排出される生活排水を処理する浄化槽です。

■処理性能について

VRC Ⅱ型は、BOD 200mg/L,T-N 45mg/L,SS 160mg/L ※という汚れた排水を、BOD 15mg/L 以下 ,T-N 20mg/L 以下 ,SS 10mg/L 以下に処理することができます。

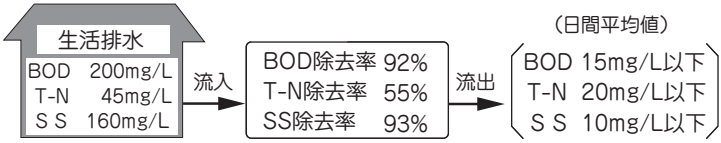

処理対象人員（人）	5	7
1 日当たりの平均処理汚水量（L / 日）※ 1	1,000	1,400

●一人 1 日当たりの汚濁量
汚水量 200L/ 人・日，BOD 40g/ 人・日
T-N 9g/ 人・日，S S 32g/ 人・日

※ 1　一人当たりの処理汚水量は、200 L／日です。

※ BOD とは ..... Biochemical Oxygen Demand の略で生物化学的酸素要求量のこと。微生物が、汚れ（有機物など）を分解するときに消費する酸素の量で、この値が大きいほど水が汚れていることになります。逆にきれいな水ほど BOD の値は小さくなります。

※ T-N とは ..... Total Nitrogen の略で水中の有機性窒素化合物及び無機性窒素化合物（アンモニア性窒素 , 亜硝酸性窒素 , 硝酸性窒素）に含まれる窒素の総量。窒素は、海域、湖沼及び河川の富栄養化の原因になる物質です。

※ S S とは ..... Suspended Solids の略で水中の浮遊性物質のことです。

※ mg/L とは ..... 100 万分の 1 の単位です。例えば水 1m^3(1000L) の中に、ある物質が 1g(1000mg) 含まれていれば 1mg/L となります。

■各部の名称とその働き

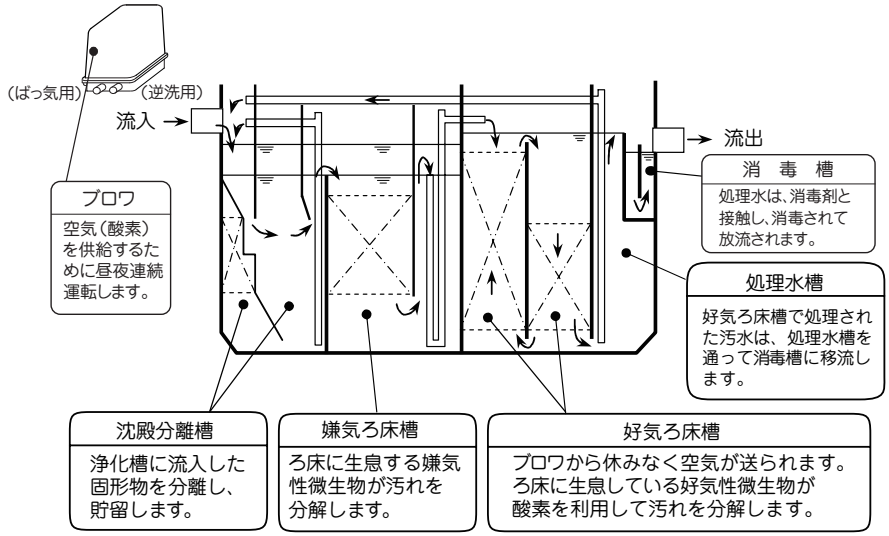

ご使用に際しての注意事項

浄化槽の性能を安定させるためには、お客さまの正しい使い方が必要です。つぎの事項に注意してご使用ください。

●ブロワの電源は常に付けておきましょう。	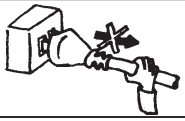	電源をきりますと、空気（酸素）を送ることができません。槽内の微生物が酸素不足で死滅し、浄化されなくなってしまいます。
●揚げ物などに使用した油は、流し台に流さないようにしましょう。	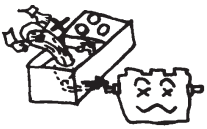	鍋や皿などに付着した油は、紙などでふきとり、できるかぎり油を流さないようにしてください。油が多量に流入すると、浄化槽にかかる負担が大きくなり性能が低下してしまいます。
●一度に多量の水を流さないようにしましょう。		多量の水が流入すると、浄化槽の性能が低下します。浴槽の水を抜く時は、同時に洗濯のすすぎをするのは、控えましょう。寒冷地では、お風呂の水は温かいうちに流しましょう。
●便器、風呂などの掃除には、できるだけ中性洗剤を使いましょう。		掃除にはぬるいお湯を使うのが最も効果的で害がありません。市販のトイレ洗剤が中性ならばまず問題はありませんが、酸性・アルカリ性のものは使用しないでください。
●洗濯に使用する洗剤は、適量を使用しましょう。		多量に使用しても無駄になるだけで水を汚すことになります。洗剤は、できる限り無リンの洗剤を使用してください。リンは、富栄養化を促進し、水質の汚濁源となってしまいます。
●トイレでは専用のトイレットペーパーを使用し、水はきちんと流しましょう。		新聞紙、タバコ、脱脂綿、衛生用品、紙おむつ等は、管に詰ったり、浄化槽では溶けませんので便器に流さないでください。トイレットペーパーは水に溶け易いものを適量ご使用ください。（1人1日約2ｍが標準的な使用量です。）ご使用後は、十分に水を流してください。（1人1日 40 ～ 60L）
●台所からでる調理くずや、残飯などの生ゴミは、別に収集して処理しましょう。		生ごみが浄化槽に流入すると、負担が大きくなり、浄化性能が低下してしまいます。ディスポーザは使用しないでください。
●マンホールのフタは、きちんと閉めましょう。また、ひび割れ等の異常があれば、直ちに交換しましょう。		マンホールのフタがずれていますと危険ですので、きちんと閉めて、ロックを施してください。とくにお子様には、気をつけてください。
●故障の場合は、すぐに連絡しましょう。		故障やその他具合の悪い点にお気づきのときは、維持管理店または浄化槽を設置した工事店にご連絡ください。

一般的留意事項

1　浄化槽を使用するときは、浄化槽の機能を正常に維持するために、次の事項を守るよう浄化槽法で定められていますのでご協力ください。
（1）　し尿を洗い流す水は、適正量とすること。
（2）　殺虫剤、洗剤、防臭剤、油脂類、紙おむつ、衛生用品等であって、浄化槽の正常な機能を妨げるものは、混入させないこと。
（3）　合併処理浄化槽には、工場排水、雨水その他の特殊な排水及びその他の浄化性能を妨げるものを流さないこと。
（4）　電気設備を有する浄化槽にあっては、電源を切らないこと。
（5）　浄化槽（放流ポンプ槽付の場合は放流ポンプ槽含む）の上部または周辺には、保守点検または清掃に支障を及ぼすおそれのある構造物を設けないこと。
（6）　浄化槽（放流ポンプ槽付の場合は放流ポンプ槽含む）の上部には、その機能に支障を及ぼすおそれのある荷重をかけないこと。（駐車場仕様で特殊工事が行われた場合を除く。）
（7）　ブロワの開口部をふさがないこと。
（8）　浄化槽（放流ポンプ槽付の場合は放流ポンプ槽含む）に支障または異常を認めたときは、直ちに維持管理店にその旨を通報すること。

2　浄化槽の保守点検・清掃には、それぞれ技術上の基準があります。保守点検は、浄化槽保守点検業者の登録制度が条例で定められている場合、登録を受けた浄化槽保守点検業者と、また、条例が定められていない場合、浄化槽管理士と契約してください。
汚泥引き抜きなどの清掃は、市町村長の許可を受けた浄化槽清掃業者に委託してください。

3　浄化槽は法律で定められた法定検査を受けてください。法定検査には、浄化槽の使用開始後３ヶ月を経過した日から５ヶ月間に行う水質検査と、毎年１回定期的に行う定期検査があります。水質検査に係わる手続きは工事店（浄化槽工事業者・施工業者）に、定期検査に係わる手続きは維持管理店（保守点検業者・清掃業者）に委託することができます。

4　10 日間以上、家族が留守（転居・家屋売却など）にする場合は、保守点検業者にあらかじめご相談ください。

5　ブロワなどから異常な騒音・振動が発生したり、また、悪臭などでお困りのときは、維持管理店又はお買い上げの販売・工事店にご相談ください。
ブロワには、テレビ、ラジオ等を近づけないでください。

6　浄化槽の使用開始後および清掃後は、汚れを分解する微生物が増殖するまでの間、汚水中の洗剤成分によって好気ろ床槽から発泡することがあります。発泡が著しい場合は、保守点検業者にご相談ください。

7　浄化槽内の汚水、汚泥、流出水および浄化槽から発生する泡は、飲食できませんので、絶対に口に入れないでください。皮膚に付いた場合は、石鹸でよく洗ってください。

8　浄化槽の取扱説明書などを紛失・破損された場合は、弊社の支店・営業所にご連絡ください。

維持管理と法定検査について

浄化槽の機能は、槽内の微生物が休みなく働いて発揮されるものです。それには、適正な維持管理を実施することが必要です。そのために、浄化槽管理者（浄化槽の所有者および占有者）は、定期的に保守点検と清掃をすること、そして法定検査を受けることが「浄化槽法」で義務づけられています。ただし保守点検と清掃には、専門的な知識と技術が要求されますので、登録、許可を受けた専門業者等に委託することができます。

⚠ 維持管理は、必ず行ってください。

※維持管理を怠りますと、浄化槽法により罰せられます。

保守点検と清掃

維持管理は、保守点検と清掃に区分されます。

保守点検と清掃には専門的な知識と技術が要求されますので、極力、登録、許可を受けた専門業者に委託してください。

■維持管理時期または頻度

項　　目	時　期　または　頻　度
保　守　点　検	・4ヶ月に1回以上 （第一回目は、浄化槽の使用開始直前）
清　　掃	・1年に1回以上

・保守点検と清掃の内容は、弊社の維持管理要領書をご覧ください。
・保守点検の頻度は、行政庁などにより異なる場合がありますので、行政庁等の指示に従ってください。

法　定　検　査

浄化槽管理者は、保守点検と清掃とは別に、公的機関により、法定検査を受けなければなりません。

■法定検査の内容

法定検査	浄化槽法第7条検査 （水質検査）	浄化槽の使用開始後 3ヶ月を経過した日から5ヶ月間の期間に 受けてください。 （浄化槽法施行規則第四条第1項）
	浄化槽法第11条検査 （定期検査）	毎年1度、定期的に受けてください。

放流ポンプ槽（オプション）について

■放流ポンプ槽とは

放流ポンプ槽は、浄化槽の放流管が放流先より低くなってしまう場合や、放流先が遠い場合などの理由により適正な配管勾配がとれない時に、浄化槽の流出側に取付け浄化槽から流出される処理水を圧送するためのポンプを備えた装置です。

■放流ポンプ

- ポンプは2台セットされ、ポンプに付いているフロートスイッチにより、2台自動交互運転します。
- 1 台のポンプが故障しても、他の 1 台が自動運転します。
- 異常水位になった場合には、2 台同時運転を行います。

放流ポンプ槽をご使用に際しての注意事項

下記に示す注意事項は、放流ポンプ槽の機能を正常に維持するためのものです。
よくお読みになり、正しくお使いください。

●ポンプの電源を切らない

電源を切ると処理水を圧送することができなくなり、槽内から水が溢れたり、浄化槽へ処理水が逆流し、浄化槽が正常に機能しなくなります。

●ポンプを 1 台引き上げて 1 台運転とさせない

異常水位になった場合には、1 台のポンプで水が吐ききれなくなり、水が槽から溢れたり、逆流したりします。また、2 台設置されていれば、1 台が故障してももう 1 台が自動運転します。

●未処理排水は入れない

本品は浄化槽にて処理された処理水をポンプにて圧送する装置です。本槽に未処理排水を流入させると、ポンプがつまり故障の原因となります。

保証とアフターサービスについて

保証書について

●次頁に添付しております保証書には、お買い上げの販売・工事店が、あらかじめ必要な事項（据付日、販売･工事店の店名、住所、電話番号、認印）を記載してお渡ししますので、記載内容をお確かめのうえ、大切に保管してください。

●保証書には、お客様のご住所、お名前、電話番号などを記入しておいてください。

●保証期間中でも有料になることがありますのでご了承ください。
（保証書の記載内容をよくお読みください）

保証期間
槽本体（放流ポンプ槽含む）　：使用開始日より３年 ブロワ、ポンプ　：使用開始日より１年 その他の部品（マンホール蓋、担体等）　：使用開始日より３年 ◆生物ろ過部の担体が長期間の使用で減量したときは、補充または交換を保守点検業者に依頼してください。保証期間が過ぎたものは有料となります。

消耗部品について

●消耗部品の交換時期は、下表のとおりです。

項　　目	部　品　名	交換時期
浄化槽本体	消毒剤	４ヶ月（補充）
ブロワ	ダイアフラム、フィルタ、弁、フィルタパッキン	１年
	切替バルブ	３年

補修用性能部品の最低保有期間について

●浄化槽の補修用性能部品の最低保有期間は、製造打ち切り後９年間です。

●補修用性能部品とは、その商品の機能を維持するために必要な部品です。

故障の場合

●故障やその他具合の悪い点にお気づきの時は、維持管理店またはお買い上げの販売･工事店、あるいはお近くの弊社サービス店にご連絡ください。
ご連絡の際は次のことをお知らせください。

(1)　商品名、型式　　(4)　現象（出来るだけくわしく）
(2)　購入日　　(5)　お客様名、住所、電話番号
(3)　据え付け日または使用開始日

浄化槽無料修理保証書

出張修理

（1）本書は、本書記載内容（次頁記載）にしたがって修理を行うことをお約束するものです。
（2）使用開始日より保証期間中故障が発生した場合は、本書をご提示のうえ、お買い上げの販売・工事店（施工業者）または維持管理店などに修理をご依頼ください。
（3）本書は再発行いたしませんので、大切に保管してください。

※型式名		※製造番号	槽本体
			ブロワ

保証期間	対象部品	期間（使用開始日より）
	槽本体（放流ポンプ槽含む）	3ヶ年
	ブロワ、ポンプ	1ヶ年
	その他の部品（マンホール蓋、担体等）	3ヶ年
但し、ダイヤフラム、フィルタ、弁、消毒剤などの消耗部品は除く。		

※据付日	平成　　年　　月　　日
※使用開始日	平成　　年　　月　　日
※使用者（設置者）	ご住所 お名前 電話番号　　（　　）　　-

修理記録

修理年月日	修理内容	修理業者名

※販売・工事店（施工業者）	住所 店名 ㊞ 電話番号　　（　　）　　-
	浄化槽設備士名 浄化槽設備士証Ｎｏ．第　　号

※印欄に記入がない場合は無効となりますので必ずご確認ください。

前澤化成工業株式会社
〒 103-0023　東京都中央区日本橋本町 2-7-1（NOF 日本橋本町ビル）
TEL 03-5962-0711（代）

＜無料修理規定＞

1．取扱説明書、取扱ラベルなどの注意書きにしたがって正常な使用状態で保証期間内に故障した場合には、無料修理いたします。なお、離島および離島に準ずる遠隔地への出張修理を行った場合には、出張に要する実費を申し受けます。

2．保証期間内に、故障して修理をお受けになる場合には、お買上げの販売・工事店（施工業者）または維持管理店にご依頼ください。この浄化槽は出張修理いたしますので、その際は本書をご提示ください。

3．保証期間内にご転居の場合には、保証書の書き換えがありますので、事前にお買上げの販売・工事店（施工業者）または維持管理店にご相談ください。

4．本書に記載してあるお買上げの販売・工事店（施工業者）または維持管理店などに修理をご依頼になれない場合には弊社支店・営業所にご相談ください。

5．保証期間内でも次の場合には有料修理になります。

（イ）使用上の誤りによる故障または損傷
（ロ）適切な維持管理をしていないとき
（ハ）適切な工事がなされていないとき
（ニ）改造や不適切な修理による故障または損傷
（ホ）槽本体およびブロワの取付場所の移動等による故障または損傷
（ヘ）重量車両の通行・振動による故障または損傷
（ト）火災、地震、水害、落雷、雪害、その他の天災地変、異常電圧による故障または損傷
（チ）本書のご提示がない場合
（リ）消耗部品の劣化に伴う故障および損傷

6．本書は日本国内においてのみ有効です。

7．その他のご注意事項

（イ）浄化槽は、「浄化槽法」により、ご使用者（設置者）は定期的に保守点検、清掃、水質検査を行うことを義務づけられております。これらの費用は保証期間内でも別途ご使用者（設置者）のご負担となります。
（ロ）この保証書は、「機能」を保証するもので、「性能」を保証するものではありません。
（ハ）本書に使用開始日、ご使用者（設置者）、お買い上げの販売・工事店（施工業者）の記入のない場合および字句を書き換えられた場合は、この保証書は無効です。
（ニ）お客様にご記入いただいた保証書の写しは、保証期間内のサービス活動及びその後の安全点検活動のために記載内容を利用させて頂く場合がございますので、ご了承ください．

この保証書は本書に明示した期間、条件のもとにおいて無料修理をお約束するものです。したがって、この保証書によって保証書を発行している者（保証責任者）、及びそれ以外の事業者に対するお客様の法律上の権利を制限するものではありません。保証期間経過後の修理については、お買い上げ販売・工事店（施工業者）、維持管理店または、弊社支店・営業所にお問い合わせください。

前澤化成工業株式会社

〒 103-0023　東京都中央区日本橋本町 2-7-1
（NOF 日本橋本町ビル）
TEL 03-5962-0711（代）

734T1009KF
10-06